広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○広島県自然環境保全条例施行規則 昭和四十八年八月七日規則第六十二号 第一条～第十五条　略 （特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為） 第十六条　条例第十六条第十項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～八　略 九　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が実施する保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。 十～十二　略 以下　略	○広島県自然環境保全条例施行規則 昭和四十八年八月七日規則第六十二号 第一条～第十五条　略 （特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為） 第十六条　条例第十六条第十項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～八　略 九　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。 十～十二　略 以下　略